

申請について

- ・家具固定等推進事業補助金
- ・感震ブレイカー設置推進事業補助金
- ・住宅用火災警報器設置推進事業補助金

補助の対象となる方

次の(1)及び(2)の条件を全て満たす方

- (1) 美馬市内に居住し、美馬市住民基本台帳に登録されている方のうち、次のいずれかに該当する方
 - ① 65歳以上のみの世帯
 - ② 障がい者のみの世帯
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
- (2) その世帯に市税、介護保険料、各種使用料の滞納がない方

手続きの方法

各補助対象の器具等の取付け後、次の書類を消防本部予防課へ提出してください。

※手続は、補助対象経費を支払った年度の3月末までに行ってください。

- 補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- 住民基本台帳 及び 市税等の納入状況に関する調査承諾書(様式第2号)
- 経費の支払を証明する領収書の原本(レシートなど)
- 器具等の取付け後の写真
- 振込口座の通帳等の写し(申請者本人名義のもの)

申請の期間

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

交付決定・振込

内容を審査し、適当と認められた場合は、交付決定通知書兼交付額の確定通知書をお送りし、指定された口座へ補助金を振り込みます。

- ※審査の結果、交付しないと決定された場合は、不交付決定通知書でお知らせします。
- ※審査の結果により、補助対象にならない場合もあります。

お問い合わせ

美馬市役所
企画総務部 危機管理課

電話 0883-52-1677

FAX 0883-52-5758

E-mail kikikanri@mima.i-tokushima.jp



美馬市
消防本部 予防課

電話 0883-52-3061

FAX 0883-53-9550

E-mail syoubou@mima.i-tokushima.jp



住まいの安全対策ガイド

家具固定

感震
ブレイカー
設置

火災
警報器
設置

備えてますか? 3つの安心



65歳以上のみの世帯、または障がい者のみの世帯
には、住まいの安全を確保するための器具設置費用が補助されます。

お問い合わせ

美馬市役所
企画総務部 危機管理課
電話：0883-52-1677



美馬市消防本部
予防課
電話：0883-52-3061

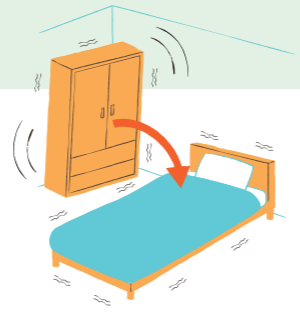


詳しくは中面で

揺れから命を守る!

家具が倒れてきませんか?

地震に備えていますか?家具の転倒やガラスの飛散などにより、命にかかわる場合があります。家具転倒防止器具等を設置した方に、その費用を補助します。



家具転倒防止器具等とは

たんす、食器棚、冷蔵庫、テレビ等の転倒を防止するために有効な器具やガラスの飛散を防止するフィルムなど、次のようなものが対象となります。

家具を壁・柱・床に固定するもの

L型金具、転倒防止チェーン・ベルトなど

家具の転倒を防止するもの

つっぱり棒、二段家具連結金具、耐震マットなど

収納物の落下を防止するもの

扉・引出開放防止金具、開放棚落下防止金具など

ガラスの飛散を防止するもの

飛散防止フィルムなど

補助の対象となる経費

家具転倒防止器具等の購入費と、その取付けに必要な経費
※1世帯1回限り。 ※100円未満切捨て。

上限 10,000円

地震による電気火災対策を!

感震ブレーカーを設置していますか?

阪神淡路大震災や東日本大震災では、電気を起因とする火災が多く発生しました。地震が引き起こす電気火災防止対策に有効とされる感震ブレーカーを設置した方に、その費用を補助します。

地震による電気火災とは

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

感震ブレーカーとは

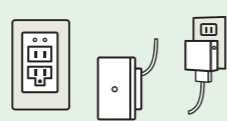
地震を感知すると自動的に電気を止める装置です。住宅用分電盤の種類に適した製品をお選びください。



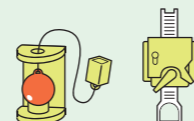
分電盤タイプ
(内蔵型)



分電盤タイプ
(後付型)



コンセントタイプ



簡易タイプ

補助の対象となる経費

感震ブレーカーの購入費と、その取付けに必要な経費
※1世帯1回限り。 ※100円未満切捨て。

上限 20,000円

補助の対象となるブレーカー

①分電盤タイプは「感震機能付住宅用分電盤認定品」又は「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」に準ずるもの

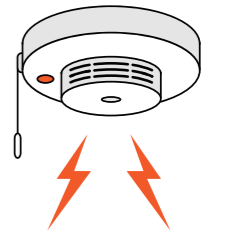
②コンセントタイプ及び簡易タイプは消防防災製品等推奨品であるもの

※医療器具や防犯設備など、災害時においても通電が必要な設備に影響が出る場合があります。

必ず設置しましょう!

住宅用火災警報器を設置していますか?

火災からの逃げ遅れによる被害を軽減するため、住宅用火災警報器を設置しましょう。住宅用火災警報器を設置した方に、その費用を補助します。すでに設置されている場合でも、10年を目安に交換していただくことをおすすめします。



住宅用火災警報器とは

火災を感知し、警報音や音声などで火災を知らせてくれる装置です。

補助の対象となる経費

住宅用火災警報器の購入費と、その取付けに必要な経費の2分の1
※1世帯最大3個まで。 ※1世帯1回限り。 ※100円未満切捨て。

1個あたり
上限 3,000円

補助の対象となる住宅用火災警報器

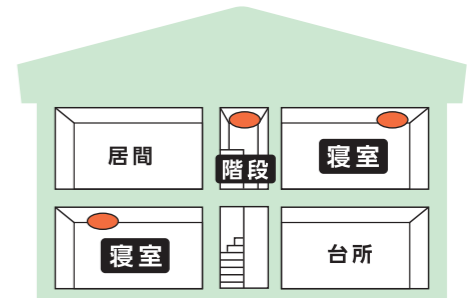
- ①煙式の住宅用火災警報器
- ②検定マークが表示されているもの

住宅用火災警報器は
10年経ったら
交換しましょう!



どこに取り付けたらいい?

- ①寝室
- ②2階に寝室がある場合、階段
- ▼ 設置が義務付けられている場所



どのように取り付けたらいい?

